

ドイツ・トリアー選帝侯領における 近代の魔女迫害(中)

——Dr. D・フラーーデに対する魔女裁判と“Reichskhündig Exempel”としてのトリアー——

日置雅子

(三) フラーデ事件をめぐるトリアー大司教座と市参事会

1. 副司教ビンスフェルトとコルネリウス・ロースの論争

Dr. フラーデが処刑された1589年は、トリアー大司教座の副司教 P・ビンスフェルト (c.1546–1598) (副司教在位1580–1598) が例の『魔術師と魔女の自白についての小論』を著した年にあたる。ラテン語で書かれたこの小冊子は、トリアーの印刷業者ボック Bock の手によって出版され、翌年にはドイツ語にも翻訳された。独語訳はトリアーのボック印刷所とミュンヘンのベルグ Berg 印刷所の2カ所で出版され、前者は選帝候代理のツアンドを筆頭とする市参事会に献呈され、後者はバイエルン大公フェルディナンド Herzog Ferdinand に献上されて、広く南ドイツにまで流布した。彼がこの書を著すに至った意図は、フラーデ裁判を主導したツアンドに献呈されたことからも分かるように、大詰めを迎えた同裁判の判決に対して神学的な指針を与えるというものであった。同時にそれは、当時激化する魔女迫害に対して反対論を掲げるに至ったコルネリウス・ロース Cornelius Loos (c.1546–1595) との間に鋭い神学的な論争を招くこととなる。

ところで、魔女迫害に対して最初に痛烈な批判を展開した人物は、ネーデルランド出身の宮廷医師で「近代精神医学の父」とも言われた J・ヴァイヤー Johannes Weyer (Wierus) (1515–1588) であった。彼は、告発された者たちの中に特に精神疾患を持った老婆の存在を見いだし、彼らを診断した結果、悪魔との結びつきや動物への変身等に関する彼らの自白は夢の中の妄想によるものであり、それを処断することは不当であると唱えた。

もしこれを放置するならば、当局は無実な者たちの間に血の海（大量殺戮）を惹き起こしかねないとして、これらの者たちに対してもむしろ医療の助けが必要であると説いている。1563年にラテン語で出版された彼の著作『悪魔の幻惑および魔力と害毒について』（5巻本）“De praestigiis Daemonum, et incantationibus, ac ueneficijs” (Libri V) は、その後ドイツ語・フランス語版も含めて多くの版を重ね、広く普及した⁴⁷⁾。彼の見解に共鳴した者たちの中で、トリアーに関係する人物が少なくとも二人存在する。一人はヴァイマーの同時代人で、トリアー大司教管区内のエヒテルナッハ修道院で院長を務めていたA・ホヴァエウス Antonius Hovaeus である。彼は、ヴァイマーの著作を読んで大いに共感したことを1563年6月29日付の書簡で伝えているが、彼もヴァイマーと同様、魔女術に関するいかなる信仰も迷信と断定し、罪なき者たちへの拷問を禁止したのであった⁴⁸⁾。もう一人が、1580年代に神学教授としてトリアーに招聘された上掲のコルネリウス・ロースである。

ロースと対決した副司教ビンスフェルトは、前選帝侯ヤコブ三世（1567-1581）の命を受けて1570年から1576年までローマで研鑽を積み、帰国後の1578年にはトリアーの聖ジメオン教会の主任司祭、次いで1580年以来副司教の職にあった人物である。彼は、トリアーで最も厳しい魔女迫害論者であり、当時のドイツにおいてもカトリック派の迫害の指導的存在であった。そのような彼にとって、ヴァイマーの反魔女論やその影響力は座視し得ぬ問題であった。それは、魔女裁判に対してとかく抑制的であったトリアー上級法廷裁判長で選帝侯代理でもあったフラーデを抹殺するためにも、理論的に払拭しておかねばならぬ重大事であった。他の迫害論者たちの助けも借りて彼が書き上げた駁論が、先の『魔術師と魔女の自白に関する小論』である。この書は、16世紀におけるカトリックの魔女論としては傑出したものであり、3年以内に5版が発行され、その後も17世紀にかけて版が繰り返された⁴⁹⁾。「新版・魔女への鉄槌」と称された所以である。彼の冊子が広く流布されたということも、トリアーの魔女迫害が16世紀の帝国で広く知られた範例となりえた要因である。因みに、17世紀のトリアーで活動した最も著名な反魔女論者フリードリッヒ・シュペー Friedrich Spee (1591-1635) は、本質的にはこのビンスフェルトの理論と闘つた、と言われる⁵⁰⁾。

他方、コルネリウス・ロースは、1546年頃ネーデルラントのゴーダ

Gouda に生まれ、フラーーデと同じくレーヴェンで勉学。神学を修めて、マインツの神学教授となつた。かの地で、既に彼は1579年から1581年頃しばしば伝統的なカトリック神学に則した神学論争と反宗教改革の政治闘争を展開していたと言われる。このようなカトリックの闘士としての経歴故に、彼はトリアー大学の神学教授として招聘された。その背景には、恐らく副司教ビンスフェルトの意向が働いていたものと想定される。因みに、彼は1583／84年ならびにフラーーデ失脚後の1587／88年にトリアー大学の学長でもあった。このトリアーで、ロースは初めて魔女迫害の嵐とフラーーデの裁判に遭遇することになる。1589年1月14日、トリアー選帝侯ヨハンがフラーーデ事件の神学上の審査を同大学神学部に依頼したことは既に前章で指摘したところであるが⁵¹⁾、それにロースがどう関わったのか、回答書が伝承されていないため定かではない。当初彼は、招聘にあたって彼に託された任務、即ち、魔女の擁護者ヴァイヤーを反撃する書の執筆に取りかかっていた。そのため彼は、ヴァイヤーの著作を丹念に読むこととなつたが、その結果彼は、ヴァイヤーが指摘した魔女裁判という愚かな殺戮の不合理性が、まさしくトリアーで彼が目の当たりにした惨状の中で実証されている事を確認せざるを得なかつた。従つて彼は、フラーーデ裁判の欺瞞性を鋭く認識した筈である。その認識と確信は、やはり時間的な点から言って、1589年に神学的審査が大学に託された時の膨大なフラーーデ告発資料に彼もまた目を通したことから得られたものであろう。当初は予期されていなかつたロースとビンスフェルトとの論争はこうして始まったのであり、それは翌1590年には真っ向から対立する形で表面化した。ロースの主張は、1591年に慎重を期してケルンで出版されたという『眞の魔術と偽りの魔術について』“De vera et falsa magia”と題された反駁書の中によく示されている⁵²⁾。ロースはこの中で、「眞の魔術」という形で魔術 자체を全否定することは避けたものの、「偽りの魔術」“falsa magia”ないし「思いこみの魔術” “ficta magia”という表現で、所謂「魔女」と絡めて人口に膚浅した「魔術」“Zauberei”というものはもはや存在しないことを強調した。また、迫害は鍊金術のような金儲けの手段であり、多くの裁判官や会計役人が法外な裁判費用を被告から巻き上げることによって私腹を肥やしている実態を痛烈に批判したのである⁵³⁾。

両者の論争点は多岐にわたるが、その中でも重要な論点を三点ほど挙げておこう。第一点は、「悪魔との契約」“Teufelspakt”という点にあった。

これは、魔術論から言えば、かの『魔女への鉄槌』以来、知的な魔術論争の核心をなす部分であり、ビンスフェルトにとっても、彼の魔女論の基盤をなすものであった。ロースはこの点について、悪魔との契約などそもそも存在しないし、悪魔と人間との性交もあり得ないと否定した⁵⁴⁾。この点は、まさにフラーデの罪状の最重要部分であったのであり、現に彼は、悪魔との契約と悪魔の化身である若い女性との性交を拷問の中で自白せしめられて有罪とされたのである⁵⁵⁾。第二点は、この「拷問による自白」の正当性であった。ロースは、後年の陳述書の中でも、「あわれな女性たちが拷問の苦痛のもとで、彼女たちがけっしておこなわなかつたことの告白を強制されているということあります」と述べている⁵⁶⁾。フラーデ自身も裁判官として、拷問によって強制された魔女の陳述の証明力を疑っていたところであり、それがビンスフェルトをしてかかる疑惑を抱く裁判官の一掃、とりわけフラーデの排斥へと向かわしめたものと思われる。もとより、拷問を伴わない自発的な告発というものもあるが、それはそれで、妄想や奸計による可能性が大であるだけに疑問視されるに十分であった。中でも、フラーデに対する告発が二人の少年による密告で始まったように、「子どもの密告」の信憑性如何も論争の焦点となつた。ビンスフェルトの反論に依れば、多くの魔術師や魔女は少年や少女を彼らのサバト（集会）に伴っているが故に、彼らの告発は十分に信用に足るというものであった⁵⁷⁾。第三点は、同じく密告関連であるが、被害者による「共犯者の密告」の信用性という問題である。魔女として逮捕され、処刑されることが決まった者は、最後に共犯者の名前を白状することが拷問で強要された。「ムジール処刑簿」に依れば平均でも20名から30名、中には120名、150名という法外な数の共犯者名を挙げた被告もいた⁵⁸⁾。大量迫害を引き起こすに至った最大の理由である。迫害者にすれば、これもまた、「生かしておいてはならぬ」魔女を大量にあぶり出すために極めて好都合な手段であった⁵⁹⁾。

以上の論争は、最終的にはビンスフェルトの勝利に終わった。ロースは逮捕され、1592年3月15日、ケルンの教皇特使“nuntius”（1587-1596）であったオッタヴィオ・ミルト Ottavio Mirto Frangipani の指示で、聖マクシミン修道院に拘禁された。ビンスフェルトとならんで迫害に異常な熱意を注いだ R・ビーヴァー修道院長の膝下である。そこでロースは、やむなく所説の撤回を迫られ、その後トリアーからブリュッセルに追放された⁶⁰⁾。しかしこの結末は、ビンスフェルトにとっては、論争には勝利して

ロースを拘禁するところまでは成功したものの、彼を魔女ないし魔男としての烙印を押して処刑することまでは出来なかつたことを意味している。しかも、一旦は所説を撤回させたものの、その後も彼を押さえつけて黙らせることも出来なかつた。ロースは、ブリュッセルへの追放後、早速主任司祭の職を得、再び彼の主張を再三にわたつて展開したからである。もとより、その都度逮捕されて投獄され、1595年におけるその最期は、獄中死とも病氣による自然死とも言われている。このように、ロースに対してビンスフェルトが決定的な処断を加えられなかつたのは、教皇特使の介入のせいとも、彼を背後で支援した強力なカトリック勢力のせいとも言われている⁶¹⁾。いずれにせよロースは、フラーイデのように魔女として処刑されることにはなかつたのである。

2. フラーデ事件とトリアー市参事会

副司教ビンスフェルトとコルネリウス・ロースとの対立は、ある意味では魔女論ならびに魔女裁判に対する純粹に神学的な論争であった。しかし、両者が意識していたかどうかに關係なく、その背後にはより政治的な思惑と緊張關係が存在していた。即ち、前章で概観したフラーイデ裁判から浮かび上がつてくるもう一つの事実として、我々は、トリアーの市参事会における魔女迫害に対する否定的な姿勢と、それ故に惹起されたであろう選帝侯や副司教あるいは大司教座聖堂参事会との水面下での対立關係を看過するわけにはいかない。

フラーイデ自身、裁判の最後で、聖堂参事会首席司祭のバルトロメウスを選帝侯暗殺計画の首謀者として逆告発したことは既に指摘したところである。一方、市参事会の側では、彼らの同僚であったフラーイデをぎりぎりの線まで擁護し続けたことも裁判の過程で見てきた。特に、市参事会会員で裁判官でもあったCh・ファスやフラーイデの後任シュルトハイスとして市参事会を指導したH・フルツバッハらは、彼と家族的な付き合いのある親友關係にあつた。従つて、市参事会は、時々の局面でフラーイデ支援に回つたのである。それを改めて確認しておくとすれば、先ず、1588年7月フラーイデに対する密告や告発を受けて選帝侯がファスを審問官に任命したとき、彼は直ちに辞退を申し出た。次いで、同年8月市参事会によるフラーイデ予備審問が不可避となつたとき、参事会は審査の結果フラーイデ無罪の結論を出した。更に、フラーイデ逮捕の命令が選帝侯から出たとき、逮捕の実施が

1カ月も遅れたのも、フルツバッハ以下の参事会メンバーによる抵抗であった。そして最後の抵抗となったのが、裁判を始めるにあたって任命されたファスを始めとする11名の裁判官達が、フルツバッハと相談の上、こぞって裁判からの免除願いを選帝侯に要請したことである⁶²⁾。これらはすべて認められなかつたのであり、従つて市参事会側のフラーーデ擁護の方針は完全に挫折したと言える。しかし、市参事会の様々な抵抗があつたればこそ、フラーーデの事件は、通常の魔女裁判なら1週間か2週間で結論が出るところを、実に2年半の長きにわたることとなつた。また、フラーーデに対する市参事会の支援体制は、確かに個々の参事会員とフラーーデとの個人的な親近関係によるところが大であることは言うまでもないが、それ以上に、魔女裁判自体に対する市参事会の姿勢を明瞭に示しており、延いては、この裁判を通して選帝侯の都市支配に対する市参事会側の最後の抵抗が試みられたとも言えよう。

ところで、都市トリアー裁判管区内における魔女裁判の事例については、伝承の限りでは1530年以降存在しない。選帝侯ヨハン・フォン・バーデン Johann von Baden の時代には、トリアー領内には一人の魔女も見いだしえない、と自負されたほどである⁶³⁾。その意味では、かのケルンの市参事会員ヴァインスベルグが誇示した都市ケルンの実状とさして違いはなかつたのであり、そのことは既に述べたように、トリアーにおいても市参事会が魔女裁判に対して一定の歯止めをかけていた証左である。参事会会員の大半は、教養があり理性的な対応ができる教養人で構成されていた。フラーーデ自身も、エラスムス以来当時の人文主義の中心的性格を有していたネーデルランドで法学の学位を取り、また、姻戚関係にも人文主義的な教養を積んだ人間が少なからずいたことを考え合わせると⁶⁴⁾、一定程度のヒューマニズム精神を持ち合わせていた学識者であり、政治家であったと言えよう。確かに彼は、裁判官や参審員としてトリアー地方の魔女裁判に関与したのであり、その結果8人を処刑台に送ったことも指摘されている通りである。但しそれは、30年近い彼の裁判官生活の中での、裁判長としてはおよそ20年に及んだ期間の中での、それも農村部での魔女裁判における8件であったことを思えば、相対的に低い数字である。むしろ彼は、自らが関わったこれらの裁判を通じて、魔女裁判の不正と欺瞞性を認識したのであり、それ故に、選帝侯のシュタットハルターならびにトリアー市のシュルトハイスという事実上の市長として、都市トリアーを魔女迫害の脅威か

ら極力護って来たとも言える⁶⁵⁾。

フラーーデを筆頭とした市参事会のこの姿勢が、魔女を一掃せんとする強硬派の神経をひどく苛立たせたことは間違いない。選帝侯ヨハン七世については、多分に魔女恐怖に取り付かれただけの存在であったかも知れないが、選帝侯の権力を陰で操って魔女迫害を激化させた中心人物は、強硬派の筆頭である副司教のビンスフェルトであった。尤も、彼の名はフラーーデに対する裁判の過程では殆ど前面に登場して来ない。しかし彼は、選帝侯の全幅の信頼を得た大司教代理として大聖堂内で隠然たる力行使していた関係上、フラーーデ裁判の進行にあたっては絶えず選帝侯に助言を与えていたものと想定しうる。その故にこそ、フラーーデは、魔女の嫌疑を受けたとき、直ちに先ずは副司教ビンスフェルトの前で申し開きをしたいと侯に願い出たのである。しかし、魔女弾圧に抑制的な市参事会を実質的に解体しようとするビンスフェルトにとって、参事会筆頭のフラーーデこそが策謀を講じてでも抹殺すべき存在であり、その為の最も効果的な手段が、彼に魔女の嫌疑をかけることであった。史料的な裏付けが乏しいとは言え、イエズス会修練校の少年らを使って疑惑工作をすることはいとも容易いことであったと言えよう⁶⁶⁾。こうして、選帝侯ヨハン、副司教ビンスフェルト、大聖堂参事会首席バルトロメウス、それに選帝侯代理のツアンドという反フラーーデの布陣がしかれ、それは1589年9月における彼の処刑で目的を果たした。

しかし、ビンスフェルトらの計画はそれで終わるものではなかった。彼の目標は、魔女裁判に否定的ないし及び腰的な市参事会を徹底的に打倒することにあったからである。事実、フラーーデ処刑後の1590年から1594年にかけて少なくとも5名もの市参事会関係者が魔女裁判の犠牲になっている。最初の犠牲者はP・ベール Peter Behrで、彼は以前トリアー市長を務めており、また、フラーーデとは家族的な付き合いをする親友でもあった。ところが、処刑寸前に共犯者の名を度重なる拷問で強要されたフラーーデによって、ベールはフラーーデの亡き妻とともに魔女のサバトにいたと証言されたのである。市参事会は彼の名誉の為に処刑当日にフラーーデと対決させたが、告発を撤回することは出来なかった⁶⁷⁾。彼は、フラーーデ以外の被処刑者からも共犯者として繰り返し密告され、中でも、トリアーの有力者や聖職者を始め60名もの告発をしたことで知られるハンス・ヴァファー Hans Wafer (1590.4.7処刑) の告発リストには、フラーーデに次いで2番目

に彼の名が挙げられている⁶⁸⁾。ベールがいつ逮捕されたかは定かではないが、彼は1590年3月23日に獄中で自殺を遂げた⁶⁹⁾。翌1591年の犠牲者は、フラーーデ事件の際に正副のトリアー市長であったN・フィードラーとJ・ルーランドである。フィードラーは、1570年以来トリアー上級法廷の参審員であり、1583年と1587／88年には市長を歴任した。彼も、フラーーデとともにしばしば魔女として処刑された者によって密告され、また、彼の下女(Ursel Schomacher)も彼とサバトでダンスをしたとして3回告発されている。その結果彼は、1591年10月2日処刑された⁷⁰⁾。副市长のルーランドについては、詳細は分からぬが、1591年のいずれかの時点で処刑されている⁷¹⁾。4人目の犠牲者は、1577年以来トリアー上級法廷の参審員を務め、1580年と1585年には市長も歴任したH・ケステンである。彼とフラーーデの妻バルバラは、C・ムジールの最初の子どもの代父母と共に務めた関係であった。彼もまた、20数名の被処刑者から共犯者として密告され、逮捕・拘禁中の1592年に獄中で死亡した⁷²⁾。5人目の犠牲者は、前掲のフィードラーの義父であったH・ロイランド H. Reulandである。彼も1580年と1586年に、恐らくはケステンと共に市長を歴任した有力者であった。1590年から1594年にかけて30数回も密告リストに載り、早くも1591年に魔女として告訴されたが、3年後の1594年7月16日に処刑された⁷³⁾。以上の5名は、フラーーデ事件当時の2人を含めて、いずれもトリアー市長の歴任者である。しかも、処刑という事態にはならなかつたが、フラーーデの親友でその後任シュルトハイスであったH・フルツバッハは、1592年11月28日に処刑された者の密告リストにその名が挙げられていた⁷⁴⁾。また、トリアー上級法廷の参審員で、1589年から1619年の間に8回も市長を歴任したP・マックスマイン Pergener Maxmeinも、1592年9月19日処刑者の密告リストに挙げられていたのである⁷⁵⁾。少なくとも以上の処刑の数々は、市参事会もしくは歴代の市長経験者を始めとした有力者の肅正に他ならない。こうして、トリアーの市参事会は魔女裁判に対しては完全に無力な存在となり、延いては選帝侯の領邦宗主権の下に完全に組み込まれたと言える。マックスマインが1600年以降も市長を歴任できたのも、まさしく領邦君主である選帝侯の市参事会という状態に甘んじた結果と言えよう。

既に見てきたように、Dr. フラーーデや他の市参事会関係者に対する密告は、トリアー市内からというより、近郊農村部、とりわけ聖マクシミン裁

判管区内で魔女として処刑された者の口から発せられたものであり、それは所謂「ムジール処刑簿」“Musiel-Register”に詳しい⁷⁶⁾。そこで、以上のような市参事会に対する組織的弾圧とも言える状況が、被処刑者とその共犯者名をリストアップした記録簿の中にどのように反映されているのか、同処刑簿の証言を次章で分析してみたい。

3. 「ムジール処刑簿」の証言

(1) ムジール処刑簿と魔女裁判関係者

19世紀初頭における聖マクシミン修道院の修道院解散（収公）と兵営への転用によって、聖マクシミン裁判管区において二度にわたった大迫害（1586–1596, 1615–1639／42年）に関する多くの裁判記録や幾つかのリストは、コブレンツの州立中央文書館とトリアーの市立文書館に移されて保管されている。これに対して、ムジール処刑簿は別の運命を辿った。先ず、同修道院の修道士で最後の修道院図書室係りであったJ・トーマス Johann Thomas がその手稿本を保管して散逸から護り、修道院の解体後は、ロングイヒの神父であった弟のF・T・ミュラー Franz Tobius Müller (1772–1827) に贈与した。その後、更に他の兄弟の手に移った後、その遺産として売却され、最終的にG・シュネーマン Gerhard Schneemann という人物が1856年に購入して、同年8月16日トリアーの市立文書館に寄贈されて現在に至っている⁷⁷⁾。

同リストの作成者であるクラウディウス・ムジール (1609没) は、1574年トリアー市の上級裁判所参審員として登場し、法律家としての道を歩み始める。二度の結婚と蓄財によって幾つかの農村所領を領有し、遅くとも1585年頃には聖マクシミン管区の上級シュルトハイスに就任していた⁷⁸⁾。トリアー市内にも幾つかの家宅を所有していた彼は、明らかに当時最も豊かで大きな影響力を持った都市トリアーの上流市民層に属していた。彼は10人の子どもをもうけ、洗礼時の代父母にはトリアーの著名な聖俗指導層が綺羅星のように並んでいる。彼の最初の子どもを洗礼盤の上で抱いたのは、前述のように、他ならぬフラーデの妻バルバラとH・ケステンであった⁷⁹⁾。

聖マクシミン裁判管区における魔女裁判において、同管区の上級シュルトハイス（裁判長）として、ムジールは重要な役割を演じた。更に、彼の処刑簿の537頁（1594.5.7時点）の冒頭には “Sub offinatura Claudij Muesiel”

「クラウディウス・ムジールの長官職のもとで」という彼の記載があるが⁸⁰⁾、それに依れば、恐らくこの1594年以降、聖マクシミン裁判管区の郡長官として、彼は広域的な魔女裁判に指導性を發揮したものと思われる。そして、彼と共にこの時期の迫害に精力的に関与したのが、次の二人の人物である。一人はモーゼルラント出身の官吏J・フォン・ピースポルト Johann von Piesport (1594没) である。彼の親族は既に行政官や裁判官を務めた高級官僚の家柄であったが、彼の父は宗教改革運動で新教に傾倒したため、カトリックのトリアーを去らねばならなかつた。それ故彼は、自らの正統信仰を証明するためにも、キリスト教のもう一つの敵、即ち魔女に対して特別に厳しい迫害者となつたと言われている。彼は、遅くとも1576年以来聖マクシミン裁判管区の郡長官を務め、1586年以降の組織的な大迫害に際してはムジールと共に大半の審理と裁判に関わり、長官として管区内の処刑にも立ち会つたのであった⁸¹⁾。もう一人は、公証人のP・オムスドルフ Peter Omsdorf (1615没) である。彼の名は、既に1572年のエヴァ・ツァイヘン Eva Zeihen という名の産婆に対する魔女裁判記録の中に、公証人ないし書記として登場している。彼は、その後も多く魔女裁判に書記として関わり、聖マクシミン管区のある種の書記局のようなものを指導していたとも言われる。1588年7月、選帝候ヨハンがフラーーデの魔女疑惑について訴訟手続きに入ることを決断したとき、市参事会会員であるCh・ファスと共に審問官として任命されたのがオムスドルフであった。彼は、フラーーデの友人であったファスとは異なり、積極的に聖マクシミン管区内でのフラーーデの疑惑例を収集したと思われる⁸²⁾。

(2) 迫害拠点としての聖マクシミン裁判管区

ムジール処刑簿には、1586年から1594年までの9年間にトリアーの近郊農村地区で魔女として処刑された者のうち、全部で306名(36村落)の名前が処刑年と共に収録されている。被処刑者毎に彼らが拷問の中で自白せしめられた共犯者の名前が列挙され、その総数は6300名余にのぼる。既に処刑された者も含めて、同一人物が繰り返し共犯者として告発されている例も多数にのぼるため、重複を除外すれば、告発総数は凡そ1380名ほど(97村落)である⁸³⁾。もっとも、現存する処刑簿は543頁から成っているが、そのうち17、18頁が欠落しており、それら欠損部分を含めれば収録総数はもう少々多かったかも知れない。

ドイツ・トリアー選帝侯領における近代の魔女迫害(中)

表1 16世紀後半のトリアー地方における年次処刑数（概数）

西暦年次	ムジール処刑簿における処刑数			裁判記録から見た処刑数（概数）		
	総 数	女性件数	男性件数	総 数	女性件数	男性件数
1572年				1	1	0
1582				1	1	0
1586	2	2	0	1	1	0
1587	17	14	3	11	10	1
1588	56	49	7	17	16	1
1589	59	48	11	21	16	5
1590	49	26	23	24	11	13
1591	41	29	12	7	3	4
1592	24	14	10	7	6	1
1593	28	19	9	5	5	0
1594	16	10	6	17	10	7
1595				13	9	4
1596				2	1	1
?	9	5	4			
計	306件	221	85	127件	90	37

注：ムジール・リストに挙げられている処刑例と伝承されている裁判記録（記録片も含む）から知られる処刑例には、同一例も含まれる。

[表1]は、ムジール処刑簿と裁判記録から窺える年毎の処刑数を挙げたものである。それに依れば、大飢饉が始まった1586年に処刑が始まり、1587年には17名が犠牲となり、特に1588年から1591年にかけての4年間は56名、59名、49名、41名と一気に激増する。1588年と1589年は丁度フラーーデの裁判が進行している時期にあたる。1590年と1591年は、副司教P・ビンスフェルトとコルネリウス・ロースとの論争の時期であり、同時に、攻撃の矛先がフラーーデから更に彼と親交のあった他の市参事会員たちに及び始める時期であった。この傾向は、現存する裁判記録から見た処刑数においてもほぼ妥当し、11名（1587）、17名（1588）、21名（1589）、24名（1590）というように、この時期に集中していることが見て取れる。

次に、被処刑者の出身地を[表2]で見てみよう。306名の在所は全部で36村落に及び、そのうち35カ所はすべてトリアーの近郊農村である。しかも、そのうちの20カ所は聖マクシミン裁判管区に属し、処刑数もこの管区だけで255人の多きにのぼる。他の地区では、聖パウリン裁判管区内のルーヴァーRuwerで22名の処刑数が目に留まるくらいで、それ以外はすべて3名以内に収まっている。即ちこのことは、1586年から1594年

表2 ムジール処刑簿における被処刑者の出身地と処刑数

裁判管区	上級法廷所在地		村落名	
St. Maximin	St. Maximin	1		
	Fell	19	Longuich Kenn Mertesdorf Kirsch Loersch Riol Schoenberg Issel Lorscheid Wellscheid Gruenhaus Fastrau Meiroth	46 26 23 16 14 11 6 4 3 2 2 2 1
	Detzem	17	Breit Naurath Buedlich Poelich Neukirchen	11 11 9 1 1
Saarburg	Oberemmel	29		
	Benrater-Hof		Pellingen Baldringen Lampaden Hentern Niedersehr Paschel	3 2 2 2 1 1
Pfalzel	Pfalzel	4		
	Schweich	2	Mehring	2
	St. Matthias		St. Medard	1
	Waldrach		Kasel	1
St. Paulin	Ruwer	22		
Grimburg	Grimburg	2	Bescheid	1
		96		205

注：数字は当該地における処刑数を示す。

の期間に処刑された者の大多数が聖マクシミン管区に集中していたことを意味している。それは如何なる理由によるものであろうか。

先ず想定されるのは、既に述べたように⁸⁴⁾、同管区が、トリアー副司教ビンスフェルトと並んで魔女裁判に極めて厳しい態度をとった聖マクシミン修道院長R・ビーヴァーの管轄下にあったという点である。同修道院は、中世初期以来帝国修道院として宗教的にも政治的にも絶大な勢力を誇り、それ故に同裁判管区は、大司教であり同時に領邦君主でもある選帝侯の上級裁判権から半ば自立した存在であった⁸⁵⁾。トリアーの選帝侯上級法廷からの牽制をほぼ受けることなく、恣意的に迫害を遂行し得た謂いである。修道院長ビーヴァーは、村落共同体毎に設置された魔女委員会が強迫観念に駆られて次々に告発ないし密告してくる魔女を、彼の官吏や裁判官との合意のもとに、躊躇することなく処刑台に送ったのであった。

しかしながらその一方で、聖マクシミン上級法廷とフラーデを裁いたトリアー上級法廷との間には、双方の裁判官や参審員が相互に兼任しあうという事例が慣行的に多々見られた。現に、フラーデ自身がトリアーのシュルトハイスであり、同時に聖マクシミンの参審員であった。ムジールも、聖マクシミン管区のシュルトハイスであり、1574年以降はトリアーの参審員を務めていた。更に、ムジールを含めた対フラーデ裁判の12名の裁判官の中にも同様の事例が散見される。例えば、1583年と1587年にトリアー市長を務めたN・フィードラーも、1570年以来聖マクシミン上級法廷の参審員であり、Ch・ファスも遅くとも1589年以来トリアーの、1592年以来聖マクシミンの参審員であった。W・キルボルーWillhelm von KillborghやM・ペルゲナーMaxmein Pergenerについても、前者は1582年以来トリアーの、そして遅くとも1587年以来聖マクシミンの、後者も年次は定かではないが、両法廷の参審員を兼任していた。これらの例は、魔女裁判におけるトリアー管区と聖マクシミン管区の特殊な関係を示唆しているとともに、トリアー市が、フラーデならびにその関係者の裁判を除いては、迫害に関して比較的抑制的であった分、聖マクシミン裁判管区における大迫害は意図的に看過されたとも言えよう。

未曾有の大量虐殺を惹起するに至ったその凄まじさは、強引に言わされた6300名にのぼる共犯者の数字によく示されている。共犯者の自白は拷問の苦しさから逃れるためであったが、それでも当初は数名から始まったのが、やがて二桁台に増加するのに時間はかからなかった。その結果、50

名を超える共犯者の名前を自白する被害者が始め、その数は306名中21名にのぼる。更にそのうち、100名を超えたのが、No. 213 (1591.7.20) (女 : Longuich) : 116名、No. 222 (1591.9.25) (女 : Kirsch) : 135名、No. 254 (1592.10.24) (男 : Ruwer) : 150名、No. 260 (1592.11.28) (男 : Longuich) : 122名の4件であり、このうち Ruwer を除いた3件が聖マクシミン管区の村落住民である⁸⁶⁾。50名以上を告発した21名の被害者の出身地を見てみると、3名を出した Ruwer (聖パウリン裁判管区) を除けば、Longuich (8名)、Kirsch (4名)、Oberemmel (2名)、Lörsch (2名)、Detzem (1名)、Mertesdorf (1名) のいずれも聖マクシミン管区内の、それもフェル Fell の上級法廷に属し、中でもロングイヒ Longuich の突出ぶりが目立つ。この数値は、先の〔表2〕で見たように、306名の被処刑者のうち255名が同管区に集中し、そのうちロングイヒが最多を占めて46名の多さにのぼっている事実と符合する。このことは、トリアー地方の魔女迫害が最も過酷に進行したのが特に聖マクシミン裁判管区であり、しかもその中心はフェル上級法廷管轄区内のロングイヒを始めとした村々であったことを示している。

ひど度逮捕された場合の家族・親類縁者への甚大な被害も魔女裁判の特徴であり、トリアー地方も例外ではなかった。凄まじい例としては、例えば、1590年に処刑された Meier Maxmein (Longuich の莊司) は⁸⁷⁾、70数回にわたって他の被処刑者の共犯者リストに載せられただけでなく、処刑された時、自ら共犯者として Dr. フラーデや N・フィードラーの名前を挙げた人物である。その彼の4人の息子のうち3人までが1591年と1592年のうちに相次いで魔女として処刑された。残る1人の息子は何とか処刑だけは免れたらしいが、一人娘は1592年に処刑され、更にその夫も1596年に同じ運命に遭っている。しかも、1591年に処刑された息子の妻は、第二迫害期の1629年に入って処刑されたのである。また、1591年に処刑された Theis Meier (Lörsch の莊司) については⁸⁸⁾、既に妻とその母ならびに彼の兄弟が1589年に処刑されていた。次いで、彼の処刑後の1591年には長女が、1592年には長男と次女が処刑されている。更に、1594年に処刑された Jacob Meier (Mertesdorf の莊司) に至っては⁸⁹⁾、妻は早くも1587年に処刑されており、娘も彼と共に逮捕され、彼の処刑3カ月前に刑死した。娘の同郷の夫は既に1591年に処刑されていたが、彼らの縁に繋がる義兄弟姉妹5名が1591年から1594年のうちに次々と処刑され、しかも、

そのうちの一人の夫で1629年にやはり魔女として処刑された Peter Kirsten (Mertesdorf) は当地の参審員でもあった。このように、広く親族に及ぶ被害を出したのは、荘司を始めとした上昇する有力農民であり、また、最後の例に見られるように、参審員を中心に裁判関係者も魔女迫害の渦中に陥った⁹⁰⁾。裁判官となるときすがに例外的となるが、それでも、1572年頃から1591年までフェル上級法廷の裁判長まで務めた J·ヴォルフ Johann Wolf さえ、その妻（1588年処刑）と娘（1591年処刑）の命を救うことは出来なかつたのである⁹¹⁾。このように、社会的に上昇する階層を巻き込んだ処刑例も、やはり聖マクシミン裁判管区の、それもフェル上級法廷管轄区により多く集中している。

このように、聖マクシミン裁判管区と同管区内のフェル、オーバーエムメル、デツツェムの各上級法廷、ならびに聖パウリン裁判管区のルーヴァー上級法廷、これらの法廷の管轄区内に存在するロングイヒを始めとした諸村落（特に Longuich、Kenn、Mertesdorf、Kirsch、Lörsch、Riol 及び Breit、Naurath）という「迫害ロード」の形成において、それでは、一体どのような意図が背後で働いていたのであろうか。つまり、ムジールを始めとした司直の手と上掲地域の魔女委員会との異常な結びつきの中に、そしてまた、特定の人々は喻え魔女裁判の渦中にあっても決して被害に遭うことはなかつた、という事実の中にある種の政治的な意図を看取せざるを得ない。例えば、先述したようにかなり多くの参審員が民衆の怨嗟に遭い、その家族が処刑台の犠牲となつたにも拘わらず、ムジールの二人の過酷な同僚であったピースポルトとオムスドルフは、処刑の被害に遭うどころか、共犯者として名前を挙げられることもなかつた。市参事会員であつても、選帝侯側に立つてフラーデ裁判を主導したツアンドは、魔女としての密告を受けながらも終始安全地帯に立つていた。当初フラーデの側にあつたフルツバッハも、やはり告発を受けたにも拘わらず身の安泰を保つたのであり、それは、1589年以降フラーデの後任シュルトハイスに就任した事実から窺える。迫害に關係したであろう聖職者の例としては、フラーデが告発した大聖堂首席司祭バルトロメウス Bartholomäus Bodeghemius von der Leyen や同じく密告を受けていたその後任司祭 H·クラツ Hugo Craz von Scharfenstein も処刑の被害に遭うことはなかつた。ロングイヒの主任司祭であったバルトロメウス Bartholomeus aus Schweich に至つては、1589年から1593年にかけて計50回も密告されながら⁹²⁾、結局はうまく逃げおおせ

たのである。即ちそれは、迫害者の側が犠牲者を多かれ少なかれ選別していたことを意味する。そして、その選別の中に、対フラーデ裁判を典型とする政治的な選別が存在していたのであり、それを、改めてムジール処刑簿の中に求めてみよう。

(3) 市参事会員の肅正とムジール処刑簿の役割

Dr. フラーデを始めとして、彼と親交のあった有力な市参事会員たちが次々に魔女として処刑されていった事実については、既に前節でその概略を見てきた通りである。フラーデはもとより、魔女裁判に多かれ少なかれ懷疑的であったと推測されるこれらの人々の肅正にあたって、ムジールの処刑簿はどのような役割を果たしたのであろうか。あるいは、ムジールは如何なる意図をもってこの処刑簿を作成したのであろうか。彼が聖マクシミン裁判管区のシュルトハイスであったことから見れば、そして前項における同処刑簿の分析からすれば、ムジール処刑簿は、狭義的には聖マクシミン修道院の裁判管区を中心とした地域における迫害を貫徹すべく、新たな魔女を摘発するための、あるいは既に嫌疑を掛けられた人物について更なる証言を得るための資料として作成され、利用されたものと考えられる⁹³⁾。即ち、同処刑簿の直接的な作成意図は、共犯者名のリストアップとその蓄積にあった。現に、処刑簿の体裁は被処刑者名・出身地・処刑年月日、そして共犯者名のリストから構成されているが、処刑年等が欠落していることはあっても、共犯者リストを欠くことはなかったからである。

しかし、ムジールがフラーデを裁く12名の裁判官の一人として選帝侯によって任命されていたこと、ならびに書記のオムスドルフが、これも選帝侯の命によって、裁判に先立つ予備審問官としてフラーデに関するあらゆる証言を収集したこと、更にはリストアップの対象が聖マクシミン管区に限定されなかったこと等を考え併せると、同処刑簿がフラーデ他の裁判に何らかの関係を有していたと推察せざるを得ない。また、処刑簿は1588年に処刑された3名の魔女の記録から始まっているが、4人目から19人目までは1587年の事例に遡り、更に20人目、21人目に1586年の事例を追加したあと、再び1587年、1588年に行きつ戻りつして、凡そ26人目あたりから、多少の狂いはあるものの、ほぼ時系列的に並べられている。このように、処刑簿の記載が取りあえず1588年の処刑例から始まったということも、同年にオムスドルフがフラーデに対する予備審問の命を受け

た事実と符合しているように思われる。しかも、出来るだけ多くの証言例を集め必要に迫られた結果、1588年以前の処刑例も慌てて収集した可能性が大である。事実、オムスドルフとファスが予備審問を開始したとき、フラーデに対する告発例は、更に6件も新たに追加されていたのである。処刑簿の最初に顕著な時間的順不同は、そのような結果と想定せざるを得ない。

そこで、ムジール処刑簿とフラーデ裁判との関係を見るために、同処刑簿の中にフラーデの名を探してみると、興味深い事実が浮き上がってくる。処刑リストに収録された306名は近郊農村の住民であるが、その彼らによってフラーデの名が彼らの共犯者として挙げられていることはもとより、更に彼と親交のあった市参事会会員で、恐らくは選帝侯側に転向しなかった者たちの名前も頻繁に共犯者リストの中に登場してくるのである。即ち、市参事会がらみでフラーデ後に処刑されたP・ペール、N・フィードラー、H・ケステン、H・ロイランドの4名である。稿末の〔表3〕(122-123頁)は、フラーデを含めた計5名が告発された例をリストアップしたものである。その集計欄を見ると、306名の被処刑者のうち61名(女性29名、男性32名)が彼らの名前を共犯者として挙げている。彼ら5名の内訳は、フラーデが28回(女性12回、男性16回)、ペールが11回(女性4回、男性7回)、フィードラーが19回(女性3回、男性16回)、ケステンが23回(女性9回、男性14回)、そしてロイランドが33回(女性16回、男性17回)に及ぶ。ムジール処刑簿から見たトリアー地方の魔女裁判における男女比は、女性221名に対して男性85名と、やはり圧倒的に女性が多いが、しかし、男性が全体の三分の一強を占め、しかも有力者が多く被害に遭っているというのは他地方にない特徴である。この、比較的多くの男性が魔女裁判の犠牲になるという特徴が、フラーデらを告発した犠牲者に限ると、上掲のように男女比が逆転する。そのことは、彼らを政治的に陥れるという目的のためにはやはり男性が関わってくるのであり、また、女性より男性の方が利用しやすかったということであろう。

次に、彼らの告発リストを具体的かつ時系列的に見ていく。先ず、フラーデが嫌疑を受けた1587年から彼が処刑された1589年9月18日にかけての時期である。この間、計108名が処刑され、そのうち11名が共犯者の中にフラーデらの名を挙げているが、上記5名のうち特にフラーデの名前が集中的に挙げられている。この事実は、当面彼を処刑に追い込むことに全力

が傾注されたことを物語っており、そのために、有罪の証言を積み重ねるべく、拷問の中で意図的に彼の名を自白せしめた結果であると想定される。処刑簿の共犯者リストは、村落の魔女委員会のメンバーにも提示されたというが⁹⁴⁾、当然、処刑される被害者にも自白を容易に促すためにリストの内容が仄めかされたと考えることができよう。そのための共犯者リストであった。

フラーーデを告発した最初の事例は、1587年12月30日に処刑された No. [005] Catharina Matheis zu Ruwer である。彼女は既に No. 005 として記録されており、7名の共犯者を挙げているが、そこにはフラーーデの名はない⁹⁵⁾。ところが、No. 022 (v. 1587.7.10) と No. 023 (1588.1.4) の間に No. [005] が重複記載され、しかもそこでは、先の7名とは異なった人物、即ち、フラーーデとケステンの2名のみが共犯者として記されている。フラーーデの妻とケステンとがムジールの長男の洗礼親であったことを想起すると、この意図的な追加としての重複記載は極めて示唆的である。また、この二人についてカタリナは、フラーーデは四頭立ての馬車に乗って Tanzplatz に現れしたこと、更に、この二人を6年前から計4回見かけたこと、二人とも彼女がよく知っている人物であること、等々を陳述している⁹⁶⁾。彼女のこの陳述内容は、元来フラーーデの裁判記録の中に採録されているものであった⁹⁷⁾。

このように、都市トリアーを離れた農村部の刑場で処刑される者たちが、本来なら具体的には知り得ないフラーーデの魔女としての罪状をも自白しているところを見ると、フラーーデのトリアーでの予備審問段階での調査なし審問内容が、審問官オムスドルフを経て早くもムジールの手元にもたらされていたことを示唆している。同様の例を挙げれば、No. 023の Barbara Kirsten zu St.Medard (1588.1.4 処刑) は、フラーーデを Hetzerather Heide で3度見かけたが、彼は豪華な服に身をまとい、ペンダント付きの金のネックレス（彼の役職首飾り）をしていた、と述べている。また、彼女は更に二人の有力者を見かけたと言い、彼らは共に長い黒のマントに身を包んでいたとも証言している⁹⁸⁾。No. 035の Margreth Iselbachers zu Pfalzel (1588.3.26 処刑) は、金のネックレスをした彼を Hetzerather Heide 他の Tanzplatz で何回も見かけ、更にトリアーの何人かの有力者もそこにいた、と証言⁹⁹⁾。No. 037の Engel Longen zu Kasel (1588.3.19 処刑) は、彼は燭台女に魔術をかけることを同意した、と陳述¹⁰⁰⁾。No. 061の Maria Wolf zu Fell (1588.8.20

処刑) は、彼を Hetzerather Heide で 3 度見かけた、と証言¹⁰¹⁾。No. 068 の Anna Rofer zu Ruwer (1588.9.3 処刑) は、彼を Hetzerather Heide のサバトで初めて見かけたが、名前は知らなかった、彼は天候魔術をかけて牛を殺した、などと述べている¹⁰²⁾。更に、No. 036 の Eva Doder zu Pfalzel (1588.3.26 処刑) は、ケステンが Tanzplatz にいたこと、そこには多くの有力者の男女が長いマントとマスクをつけて来ていた、彼らの中で灰色や黒ひげの太った男たちが高価な金のネックレスをしていた、とも述べている¹⁰³⁾。これらの陳述を見ると、その内容は多かれ少なかれ似たものであって、フーラーデを有罪に追い込むために、いずれも同様な証言内容を繰り返させているのがよく分かる。

フーラーデが 1589 年 8 月 19 日に処刑された後、迫害者達の標的は、[表 3] からも明らかのように、ベール、フィードラー、ケステン、ロイランドの 4 人に移る。とりわけ 1590 年は、副司教ビンスフェルトとコルネリウス・ロースの論争の年であったこともあり、5 人が集中砲火を浴びている。言うまでもなく、既に処刑されたフーラーデも同様である。魔女裁判においては、処刑済みの者も共犯者のリストに挙げられるのは通常のことであった。ただ、フーラーデの場合はそれだけではなく、他の 4 人との関係性を証明するためにも、絶えず彼らと共にその名前が列挙され、しかも、共犯者リストの冒頭に挙げられることが多くなる。5 人が揃って告発されている例も屡々あり、例えば、No. 247 の Hans Cuno Meisenbein zu Ruwer (1590.7.3 処刑) は、65 名の共犯者リストの冒頭に 5 人の名前を並べ、しかも、フーラーデの二人の下女も巻き添えにした¹⁰⁴⁾。No. 246 の Anna Meisenbein zu Ruwer (1590.10.20 処刑) も、91 名の共犯者リストの中程ではあるが、やはり 5 人の名前を挙げている。加えて、このリストには大聖堂首席司祭のバルトロメウス、聖マルタン修道院長ヨハン、ロングイヒ主任司祭バルトロメウス、Schillingen の司祭ラムプリヒ Lamprich らの聖職者、そしてフーラーデの 3 人目の下女の名も上がっていた¹⁰⁵⁾。更に、No. 254 の Hans Jacob Meisenbein zu Ruwer (1592.10.24 処刑) は、150 名という最多の共犯者名を並べた上で、冒頭近辺に 5 人の名前を列挙した。ここでも大聖堂首席司祭バルトロメウス、ロングイヒ主任司祭のバルトロメウスと共にフーラーデやフィードラーの下女たちの名前が続いている¹⁰⁶⁾。また、この段階では、どちらかと言えばロイランドを外した計 4 人の名前が告発されることも多く、その例は No. 149 (1590.4.7)、No. 160 (1590.5.15)、No. 173 (1590.8.17)、

No. 186 (1590.11.23)、No. 212 (1591.7.20) の 5 例にのぼる¹⁰⁷⁾。

こうした状況の中で、フラーーデに次いで、彼ら 4 人は次々に逮捕・拘禁され、そのうちの 3 人が 1592 年までの間に命を落としていった。P・ベルは 1590 年 3 月 23 日に獄中で自殺を遂げ、N・フィードラーは 1591 年 10 月 2 日に処刑され、H・ケステンは 1592 年のうちに獄中で死亡した。その意味で、先に挙げた No. 254 (1592.10.24) の裁判は、ムジール処刑簿における総括的な意味を持つと言えよう。150 名もの共犯者を自白させ、そのリストの中に今はもうこの世にはいない 3 名、もしくは 4 名、それに残るロイランドを加えて 5 名全員を改めて載せたことは、彼らの肅正がほぼ完成に近いことを誇示しているかのようである。これ以降、フラーーデやベル、フィードラー、ケステンらの名前が共犯者リストに載ることはない。従って、1592 年の 11 月以降は、専ら残るロイランドに照準が定められた。No. 299 (1594.6.28) までの間に、計 13 件の裁判の共犯者リストに彼の名が挙げられ、その結果彼は、魔女として告訴された 3 年後の 1594 年 7 月 16 日遂に処刑された。ムジール処刑簿も、ロイランド処刑直後の同年 8 月 4 日、No. 306 の Trein, Hofffrau zu Grünhaus の裁判をもってその記録を終える。前後 8 年に亘ったトリアー市参事会の肅正の完成である。

(未完)

(本稿は平成 15-17 年度科学研究費補助金・基盤研究(B) (一般) (代表日置雅子) の研究成果の一部である。)

注

- 47) G. Franz, Antonius Hovaeus, S.36f. K・バシュビツツ著『魔女と魔女裁判—集団妄想の歴史』131-146 頁参照。H・シュメルツァー著『魔女現象』212-214 頁参照。
- 48) G. Franz, Antonius Hovaeus, S. 35ff.
- 49) W. Behringer, Reichskhündig Exempel, S. 440. W. Seibrich, Die Weihbischöfe des Bistums Trier, (Veröffentlichungen des Bistumsarchivs Trier Bd. 31), Trier 1998, S. 83-88.
- 50) W. Behringer, Reichskhündig Exempel, S. 446.
- 51) 前稿「ドイツ・トリアー選帝侯領における近代の魔女迫害(上)」『愛知県立大学外国語学部紀要』第 38 号(地域研究・国際学編)、平成 18 年、第 2 章第

- 3 節 98 頁参照。
- 52) K・バシュビツ : 前掲書、172-174 頁参照。
 - 53) Vgl. W. Behringer, Reichskhündig Exempel, S. 444. G. Franz, Hexenverfolgung im Kurfürstentum Trier, S. 12ff. 森島恒雄 : 『魔女狩り』 160-169 頁参照。
 - 54) P. C. van der Eerden, Binsfeld und Loos, S. 51.
 - 55) 前稿「同」第 2 章第 4 節 100 頁参照。
 - 56) K・バシュビツ : 前掲書、173 頁参照。
 - 57) Vgl. W. Behringer, Reichskhündig Exempel, S. 441. J. Dillinger, Richter als Angeklagte, S. 132-137 u. 142.
 - 58) 例えば、No. 260 (1592.11.28) の被処刑者は 122 名、No. 254 (1592.10.24) に至っては 150 名もの共犯者の名前を挙げている。Trierer Hxenprozesse Bd.II, Hexenregister des Musiel, No. 254, S. 240-244 u. No. 260, S. 251-255.
 - 59) W. Behringer, Reichskhündig Exempel, S. 443f.
 - 60) W. Behringer, Reichskhündig Exempel, S. 444.
 - 61) K・バシュビツ : 前掲書、171-174 頁参照。
 - 62) 前稿「同」第 2 章第 3 節 96-99 頁参照。
 - 63) K・バシュビツ : 前掲書、167 頁参照。
 - 64) 前稿「同」第 2 章第 1 節 93-94 頁参照。
 - 65) K・バシュビツ : 前掲書、167 頁参照。
 - 66) K・バシュビツ : 前掲書、168 頁参照。
 - 67) E. Zenz, Flade, ein Opfer des Hexenwahns, S. 65f.
 - 68) Trierer Hxenprozesse Bd. II, Hexenregister des Musiel, S. 118, 131, 143, 154, 155.
 - 69) Trierer Hxenprozesse Bd. II, Hexenregister des Musiel, S. 317.
 - 70) Trierer Hxenprozesse Bd. II, Hexenregister des Musiel, S. 327.
 - 71) E. Zenz, Flade, ein Opfer des Hexenwahns, S. 54.
 - 72) Trierer Hexenprozesse Bd. II, S. 50*, 67*, 339.
 - 73) Trierer Hxenprozesse Bd. II, Hexenregister des Musiel, S. 359.
 - 74) Trierer Hxenprozesse Bd. II, Hexenregister des Musiel, S. 335.
 - 75) Trierer Hexenprozesse Bd. II, S. 29*, 70*, 356.
 - 76) Nochmals: Trierer Hexenprozesse Bd. II, Das Hexenregister des Claudius Musiel. Ein Verzeichnis von hingerichteten und besagten Personen aus dem Trierer Land (1586-1594), S. 1-288.
 - 77) Trierer Hexenprozesse Bd. II, S. 12*f.
 - 78) Trierer Hexenprozesse Bd. II, S. 63*ff. 最初の結婚相手は Johannna Römer (1573)、二度目は Katharina von Bittingen (1595)。
 - 79) Trierer Hexenprozesse Bd. II, S. 66*f.

- 80) Trierer Hexenprozesse Bd. II, Musiel-Register, S. 280 (p. 537).
- 81) Trierer Hexenprozesse Bd. II, S. 60*f.
- 82) オムスドルフは聖マクシミン管区上級裁判所の参審員でもあった。また彼は、1589年、かつて参審員ならびにトリアー市長を歴任した故 Godhardt Winter の娘 Anna と結婚して、いわばトリアーの支配層入りを果たすが、それはフーラーデ裁判における彼の貢献によるものであったに違いない。Trierer Hexenprozesse Bd. II, S. 61*f.
- 83) Vgl. R. Voltmar, Claudio Musiel oder Karriere eines Hexenrichters. Auch ein Beitrag zu Trierer Sozialgeschichte des späten 16. Jahrhunderts, in: Trierer Hexenprozesse Bd. IV, (zit. Claudio Musiel), S. 211–254.
- 84) 前稿「同」第1章第3節91頁参照。
- 85) Trierer Hexenprozesse Bd. II, S. 29.
- 86) Trierer Hexenprozesse Bd. II, Musiel-Register, No. 213: S. 184–188, No. 222: S. 198–203, No. 254: S. 240–244, No. 260: S. 251–255.
- 87) Trierer Hexenprozesse Bd. II, Musiel-Register, No. 172: S. 142f. und Personenregister S. 349f.
- 88) Trierer Hexenprozesse Bd. II, Musiel-Register, No. 202: S. 170ff. und Personenregister S. 371.
- 89) Trierer Hexenprozesse Bd. II, Personenregister S. 336.
- 90) 魔女裁判の渦中に投げ込まれた参審員例（彼らの大半はその家族が魔女として処刑されている）：Hans Bernhartz zu Fell, Michel Gulischer zu Pfalzel, Helias zu Kirsch, Theis Josten zu Oberemmel, Michel Jungen zu Fell, Peter Kirchen zu Oberemmel, Hans Kremer zu Schweich, Hans Laux zu Kirsch, Hans Lesen zu Fell, Steinis Rodes zu Fell, Theis Sunnen zu Fell, Theis Ulmis zu Kenn, Hermann Wullenweber zu Fell, 処刑例：Peter Kirsten zu Mertesdorf (1629).
- 91) Trierer Hexenprozesse Bd. II, Personenregister S. 378.
- 92) Trierer Hexenprozesse Bd. II, Personenregister S. 315.
- 93) Vgl. Trierer Hexenprozesse Bd. II, S. 77*.
- 94) Trierer Hexenprozesse Bd. II, S. 77*.
- 95) Trierer Hexenprozesse Bd. II, Musiel-Register, No. 005, S. 7.
- 96) Trierer Hexenprozesse Bd. II, Musiel-Register, No. [005], S. 18f.
- 97) Trierer Hexenprozesse Bd. II, Musiel-Register, No. 005, S. 7, Aufm. 14. (StBTrier Hs. 1533a/171)
- 98) Trierer Hexenprozesse Bd. II, Musiel-Register, No. 023, S. 20f.
- 99) Trierer Hexenprozesse Bd. II, Musiel-Register, No. 035, S. 27.
- 100) Trierer Hexenprozesse Bd. II, Musiel-Register, No. 037, S. 29.
- 101) Trierer Hexenprozesse Bd. II, Musiel-Register, No. 061, S. 46.

ドイツ・トリアー選帝侯領における近代の魔女迫害(中)

- 102) Trierer Hexenprozesse Bd. II, Musiel-Register, No. 068, S. 49ff.
- 103) Trierer Hexenprozesse Bd. II, Musiel-Register, No. 036, S. 27ff.
- 104) Trierer Hexenprozesse Bd. II, Musiel-Register, No. 247, S. 232ff.
- 105) Trierer Hexenprozesse Bd. II, Musiel-Register, No. 246, S. 228ff.
- 106) Trierer Hexenprozesse Bd. II, Musiel-Register, No. 254, S. 240–244.
- 107) Trierer Hexenprozesse Bd. II, Musiel-Register, No. 149, 160, 173, 186, 212, S. 118ff., 131f., 143ff., 154f., 183f.

表3 Dr. フラーデ並びに市参事会関係者の告発例 (於ムジール処刑簿)

資料No.	性別	処刑者の出身地	処刑年	告発数	Flade ('89.9)	Behr ('90.3)	Fiedler ('91.10)	Kesten ('92)	Reulant ('94.7)
[005]	女	Ruwer	1587.12.30	2	× 1			× 2	
023	女	St.Medard	1588. 1. 4	33	× 24				
037	女	Kasel	1588. 3.19	15	× 1				
035	女	Pfalzel	1588. 3.26	9	× 3				
036	女	Pfalzel	1588. 3.26	17				11	
061	女	Fell	1588. 8.20	13	× 3				
068	女	Ruwer	1588. 9. 3	24	× 2				
099	女	Longuich	1589. 3.11	29	× 6				
100	男女	Longuich	1589. 4.22	56	× 19				
104	女	Longuich	1589. 4.28	30	× 11				
108	男	Fell	1589. 5.19	31	× 1				
149	男	Oberemmel	1590. 4. 7	60	× 1	× 2	× 3	4	
156	女	Oberemmel	1590. 4.14	44		× 28		× 27	
160	女	Ruwer	1590. 5.15	13	× 1	× 2	× 3	× 4	
162	男	Oberemmel	1590. 5.28	25			× 1		
247	男女	Ruwer	1590. 7. 3	65	× 1	× 2	× 4	× 3	5
248	女	Ruwer	1590. 7. 3	29	× 28	× 29			
172	男	Longuich	1590. 8.17	28	× 1		× 2	× 3	
173	男	Kirsch	1590. 8.17	58	× 1	× 2	× 3		× 4
175	男	Oberemmel	1590. 8.23	13			× 12		
245	男女	Ruwer	1590.10.20	33	× 8		× 29	× 9	
246	女	Ruwer	1590.10.20	91	× 36	× 37	× 48	× 38	× 45
185	男	Kenn	1590.11.17	16				× 15	
186	男	Kenn	1590.11.23	32	× 1	× 2	× 4	× 3	
187	男	Kenn	1590.11.23	40	× 1	× 2	× 25		
190	男	Fell	1590.12.10	25	× 1			× 2	× 3
191	男	Longuich	1590.12.10	55			× 2	× 10	9
192	男女	Kenn	1590.12.10	23	× 1			× 4	
193	女	Kenn	1590.12.10	23					21
194	男	Riol	1591. 2.16	19			× 2		× 2
202	男女	Lörsch	1591. 3.23	48	× 1				× 3
203	女	Kirsch	1591. 3.23	27	× 1				× 2
205	女	Longuich	1591. 7.12	67		× 13	× 14		23
212	男女	Longuich	1591. 7.20	38	× 12			× 16	
213	女	Longuich	1591. 7.20	116					× 111
215	女	Longuich	1591. 7.20	43					× 1
216	女	Kirsch	1591. 8. 1	19					17
217	女	Kirsch	1591. 8. 1	81			× 21	× 74	× 73
220	男	Ruwer	1591. 8.14	26			× 1	× 26	× 23
249	男女	Mertesdorf	1591. 9. 4	25			× 107	× 2	
222	女	Kirsch	1591. 9.25	135			× 17	× 108	× 106
225	男女	Longuich	1591. 9.25	30	× 1			× 23	
226	女	Longuich	1591. 9.25	35					× 1

ドイツ・トリアー選帝侯領における近代の魔女迫害(中)

234	男	Fell	1592. 6.13	20	× 3					
239	女	Mertesdorf	1592. 6.20	53						33
243	女	Issel	1592. 7.11	21					× 19	× 18
252	女	Longuich	1592. 10.24	30					× 1	
254	男	Ruwer	1592. 10.24	150	× 1	× 14	× 2		× 3	× 4
255	男	Longuich	1592. 11.19	42						× 23
256	男	Longuich	1592. 11.19	49						42
260	男	Longuich	1592. 11.28	122						37
261	男	Kirsch	1592. 12.28	33						24
262	男	Fastrau	1592. 12.28	19						12
263	男	Longuich	1593. 1.16	57						× 24
267	女	Kirsch	1593. 8.28	42						× 9
272	男	Kenn	1593. 9.11	30						4
273	女	Kenn	1593. 9.11	28						10
277	女	Kenn	1593. 9.18	9						× 5
295	男	Mertesdorf	1594. 6. 7	11						6
297	男	Mertesdorf	1594. 6.28	13						12
299	女	Mertesdorf	1594. 6.28	20						17
計61名					28回	11回	19回	23回	33回	
(女29名) (男32名)					(女12) (男16)	(女4) (男7)	(女3) (男16)	(女9) (男14)	(女16) (男17)	

注1：資料No.については、時系列に並べ直したため順不同。

2：人名下の()内の数字は没年。

3：[×1]の[×]は処刑された印、番号は告発ないし密告リスト中の順位を示す。

Die Kurtrierer Hexenverfolgung in der frühen Neuzeit

Masako HIOKI

Zusammenfassung

In der europäischen Geschichte gab es die Zeit der Hexenverfolgung, die zwar auch ein Phänomen seit dem Mittelalter war, aber in der frühen Neuzeit, insbesondere am Ende des 16. Jahrhunderts und in der ersten Hälfte des 17. Jahrhunderts als eine große Welle aufgetreten ist. Fast überall in den Dörfern und in den Städten wurden viele Menschen, meistens Frauen, unter falschen Verdacht als Hexen hingerichtet und verbrannt.

Auch in Deutschland war es natürlich nicht Ausnahme, wo sich die Verfolgungen vielmehr entschieden mehr, länger und grausamer entwickelten. Eines der frühesten Beispiele vor 1600 war das Kurfürstentum in Trier. Extra zwischen 1586 und 1594 verlief die erste Welle der peinlichen Hexenprozesse. In diesem Sturm passierte das Ereignis von Dr. Diedrich Flade, der als Statthalter des Kurfürsten und Schultheiß in Trier die höchste Stelle in der Trierer städtischen Verwaltung hatte. Er kam doch wegen der Denuntiation in Verdacht als Hexe und wurde zum Ende des Prozesses hingerichtet. Das Gerücht seines Prozesses und der Trierer Hexenverfolgung verbreitete sich sensationell im ganzen Reich, so dass man den Fall in Trier als "Reichskhündig Exempel" nannte.

Es handelt sich in diesem Aufsatz um die politisch-sozialen Hintergründe dieses Prozesses von Dr. Flade. Darin habe ich die politische Auseinandersetzung zwischen dem Stadtrat und dem Domdekanat gesehen. Dr. Flade und der Stadtrat waren der Meinung gegen die Hexenverfolgung. Dazu noch soll die Bedeutung seines Prozesses von der Seite der Hexenverfolgung selbst suchen.